

# 長期的に働くチャンスを 福島県がバックアップします



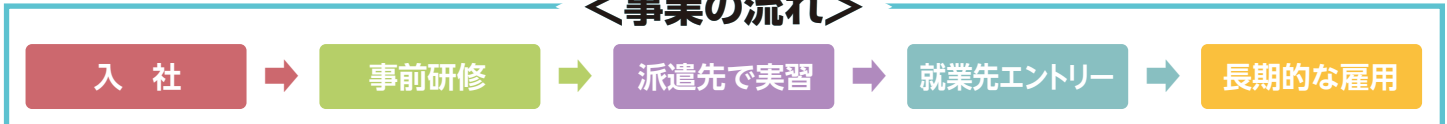
## 実習先企業募集中!

### <働く人づくり応援事業とは>

福島県から委託された人材派遣会社を通じて民間企業で実習を行い、企業が必要とするスキルを身に付け、安定的な雇用となるための支援を行います。



### <事業の流れ>



<福島県>



ふくしまからはじめよう。

Future From Fukushima.

商工労働部雇用労政課  
TEL024-521-7290

<相双・いわき地域コンソーシアム構成事業者>

お問い合わせは



株式会社 ワールドインテック

【般】140-010312  
TEL.0120-710-632  
福島県郡山市中町15-9 増子中町ビル1F



株式会社 アンフィニ

【般】108-060006  
TEL.0246-37-7710  
福島県いわき市平字尼子町2-9



VISCOM CO.,LTD

株式会社 ビズコム

【般】107-300045  
TEL.0244-26-9213  
福島県相馬市中村字砂子田146-1

# 平成26年度 福島県緊急雇用創出基金事業 働く人づくり応援事業

## 働く人づくり応援事業とは？

働く人づくり応援事業は、平成24年、25年に実施された「成長産業等人材バンク事業」の後継事業名称で、新被災求職者<sup>(注)</sup>を中心とした失業中の方に最長6ヶ月間の研修や職場実習を通して、長期的な雇用への移行を支援する事業です。

当事業は、長期的な雇用を前提とした企業への人材の育成を目的として行われており、実習期間中（最長6ヶ月）の実習生は、福島県から委託された人材派遣会社に雇用されます。

実習期間中の人件費については「働く人づくり応援事業」で負担しますので、実習先企業では経費負担（派遣料・紹介料等）をする事なく長期的な雇用をする為の実習・教育を行う事ができます。

実習期間を通して就労に必要な知識・技能を習得させる本事業により、被災した企業・事業所に必要な人材の育成・確保や様々な理由により離職していた求職者に再就労支援を行います。

## 実習期間について

実習期間中は以下のとおりOff-JTとOJTを実施します。

Off-JTとは、福島県から委託された人材派遣会社が実施する研修で、ビジネスマナー習得や就業におけるスキルアップを目的として、実際の実習先業務に従事する以外の内容で行われます。

OJTとは、実習先が実施する研修で、実際の実習先業務に従事していただく事で、実際の業務を学んでいただく研修の事です。

なお、この事業では、実習期間中の多くの期間でOJTを実施することになります。

※この事業で実習生として雇用される人材は以下の通りです。就業先により条件に違いがあります。

- ・ 県中地域、会津・南会津地域への就職を希望される方⇒新被災求職者（既卒者含む）
- ・ 県北地域、県南地域、相双・いわき地域への就職を希望される方⇒求職者（既卒者含む）

※既卒者：平成24年3月以降に高校、大学等を未内定のまま卒業し、未就職の者

## 実習先企業の要件等

- ・ 労働に関する法令等を遵守していること。
- ・ 就職者のための人材育成に協力が得られること。
- ・ 本事業で実施する雇用者向けに最長6ヶ月のOff-JT及びOJTに協力し、雇用者の能力開発を支援できること。
- ・ 福島県で示す下記「処遇改善メニュー」に関して積極的に協力をして頂ける企業。
- ・ 本事業終了後に実習生を「正規雇用」又は「1年以上の有期雇用（契約の更新が可能なもの）」として直接雇用する意思を持っていること。
- ・ 本事業終了後も定着状況の調査等に協力して頂ける企業。

## 処遇改善施策実施メニュー等について ※下記より実施する項目を選択して頂きます。

### □【福利厚生 の 充実】

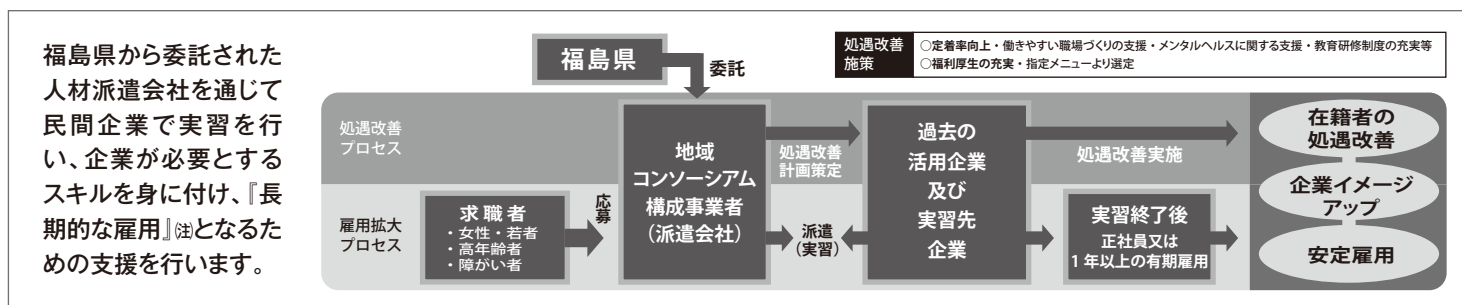
「福利厚生 の 充実」を実施する場合には、金銭的収入が増える又は経費等の本人負担が減少するなどの実質的な収入の増加に繋がるものであることが必要になります。その為、当事業においては以下の「処遇改善メニュー」から選択して頂きます。

	メニュー	例
<input type="checkbox"/>	1 有給休暇の充実	○ 年次有給休暇取得日数の増加 ○ 半日・時間単位での年次有給休暇取得を可能とする。 ○ 有給休暇とみなす休業日の設定（育児休業・介護休業等） ○ ストック休暇（失効年次有給休暇を別枠積立活用）
<input type="checkbox"/>	2 年間休日日数の増加	○ 会社休日の増加 ○ 特別休暇の付与（リフレッシュ休暇、ボランティア休暇等）
<input type="checkbox"/>	3 カフェテリアプラン方式の導入	○ カフェテリアプラン
<input type="checkbox"/>	4 各種手当での見直し	○ 出張旅費の増額 ○ 通勤手当の増額 ○ 資格手当の付与
<input type="checkbox"/>	5 教育・研修制度の充実	○ 資格取得に対する助成・補助 ○ 教育・研修制度の整備

### □【定着率の向上】

単年度で事業成果（定着率の向上）が確認できる取組を行っていただきます。

具体的メニューの指定はありませんが、効果的な取組を行って頂きます。



(注) 長期的な雇用…期間の定めのない雇用または1年以上の有期雇用（契約の更新が可能なもの）のことを言います。

(注) 新被災求職者…青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者（既卒者を含む）